

警察庁生活安全局生活経済対策管理官 殿

林野庁森林整備部計画課長

森林窃盗事案発生の未然防止に向けた取組について（依頼）

日頃より、森林法など森林・林業関係法令の適正な運用につきまして、格別の御協力をいただいていることに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、林野庁では、森林所有者等に無断で立木が伐採され、被害届が提出される事案が発生していることを踏まえ、都道府県に対して、無断伐採対策の強化について適切に対処するよう依頼し、貴庁に対しても「森林窃盗事案発生の未然防止に向けた取組について（依頼）」（平成31年3月29日付け30林整計第1053号 警察庁生活安全局生活経済対策管理官あて林野庁森林整備部計画課長通知）により、地域において、関係機関等との緊密な連携等について御協力いただいているところです。

今般、伐採造林届出制度の適正な運用の確保を図るため、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）等の改正を行い、これまで林野庁の通知に基づき、市町村が伐採造林届を受理する際に添付を求めるよう指導してきた書類について、統一的な運用となるよう見直しました。

これに併せて、「森林窃盗、無断伐採事案発生の未然防止対策の強化等について」（平成31年3月27日付け30林整計第1050号 都道府県知事あて林野庁長官通知）についても改正を行い、伐採造林届出制度の適切な運用等の徹底について、都道府県に対して依頼したところです。

つきましては、貴庁におかれては、同通知改正の趣旨を承知いただくとともに、森林窃盗事案発生の未然防止を図る観点から、引き続き、地域における関係機関等との緊密な連携等について御協力をいただけるよう、都道府県警察関係部局等への周知方宜しくお願いいたします。

（別添資料）

- 1 森林窃盗、無断伐採事案発生 of 未然防止対策の強化等について（平成31年3月27日付け30林整計第1050号 都道府県知事あて林野庁長官通知）※令和5年2月10日最終改正